

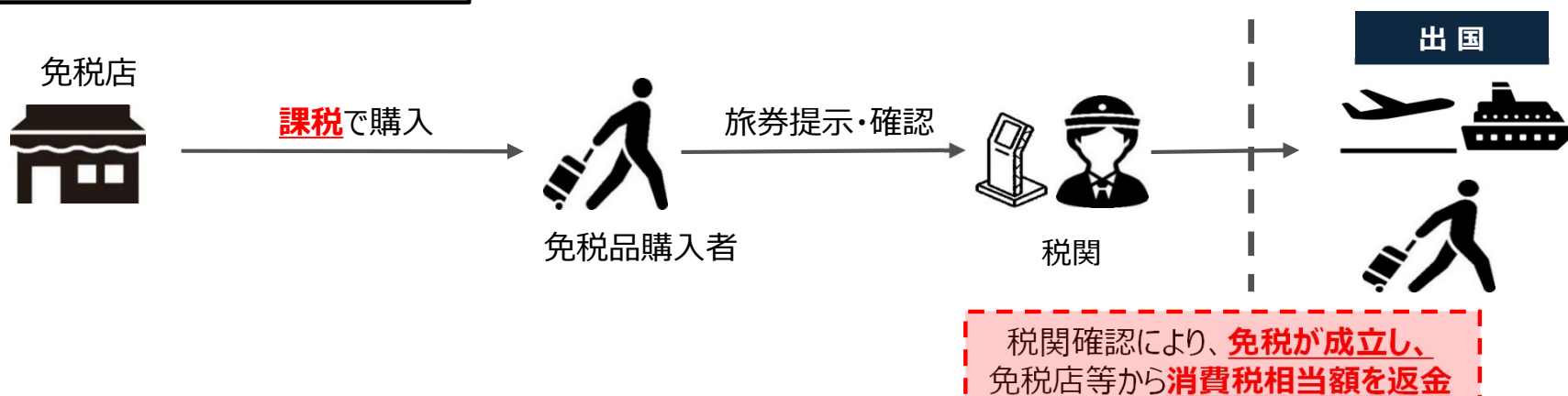
# 外国人旅行者向け免税手続きのご案内 ～関西国際空港における免税手続き～

外国人旅行者向け免税制度については、**2026年11月1日購入分**から、制度改正により、出国時に空港（税関）で物品を国外に持ち出すことが確認された後に消費税相当額を返金する「**リファンド方式**」に移行します。

## 現行制度（～2026年10月末）



## リファンド方式（2026年11月～）



# 外国人旅行者向け免税手続きのご案内 ～関西国際空港における免税手続き～

## 出国時の税関手続きについて

○免税対象物品の消費税相当額の返金を受けるには、以下①または②のいずれかの方法による手続きが必要です。なお、空港内の免税手続端末は混雑する場合がありますので、スムーズなお手続きのため、②のオンライン手続きを推奨します。

- ① 関西国際空港に設置された免税手続端末へパスポートを提示し、税関確認を受ける
- ② Visit Japan Webを活用し、国際線出発ロビーの手続専用Wi-fiに接続可能なエリア内において、免税手続端末に代えてスマートフォン等でオンライン手続き

※必ず手荷物を預ける前に免税手続きを行って下さい。

手続き後、端末の画面上に、税関検査の要否判定が表示され、

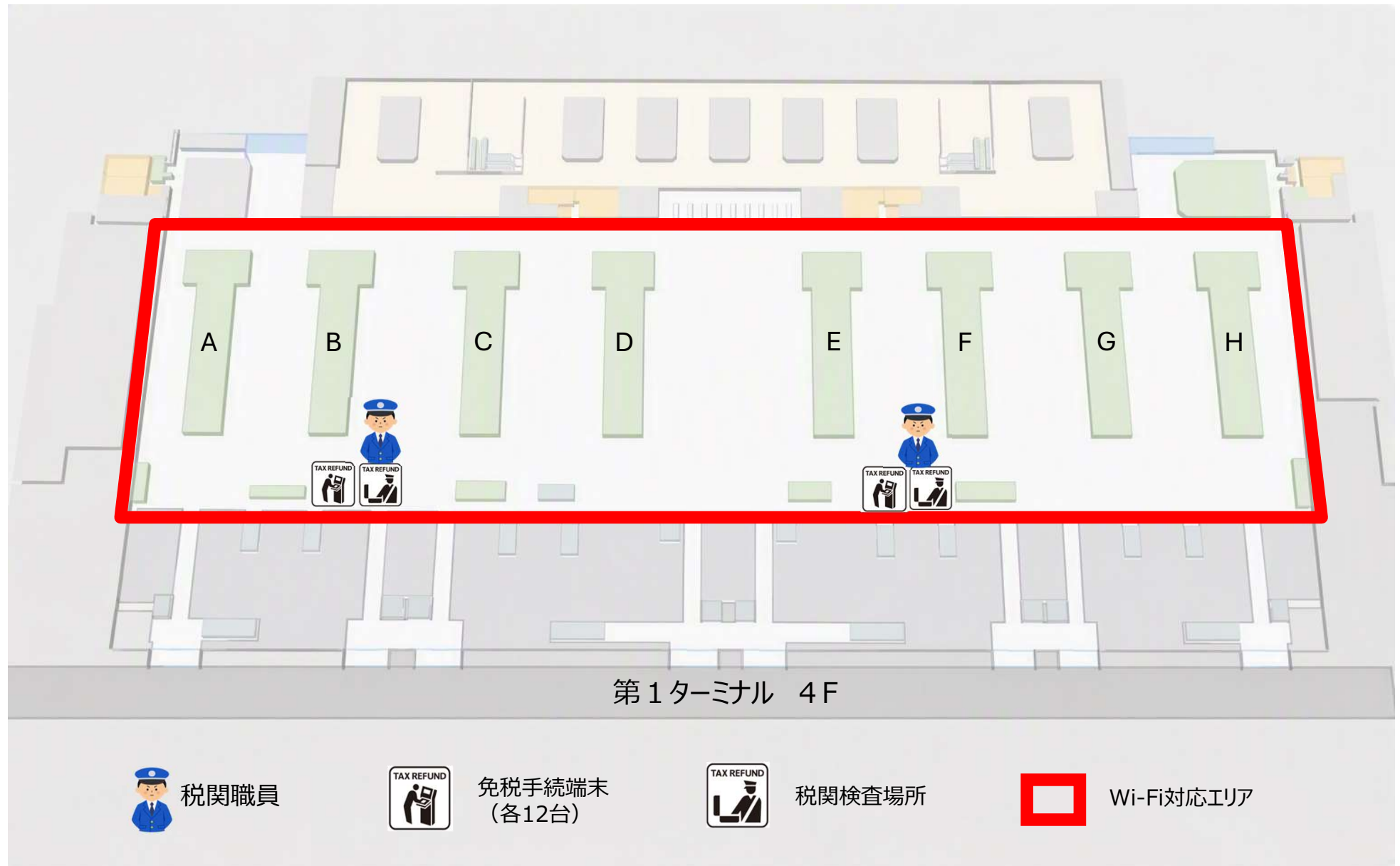
- ・ **グリーン判定**の場合は、手続は終了となります。
- ・ **レッド判定**の場合は、税関検査場所で免税対象物品の持出し確認を受けて下さい。

- ・ 第1ターミナルの専用Wi-fi接続可能なエリア及び端末設置場所並びに税関検査場所はP 3
- ・ 第2ターミナルの専用Wi-fi接続可能なエリア及び端末設置場所並びに税関検査場所はP 4

※オンライン手続きには必ず専用Wi-Fiに接続する必要があります。

# 外国人旅行者向け免税手続きのご案内 ～関西国際空港における免税手続き～

## 第1ターミナルの専用Wi-fi接続可能エリア及び端末設置場所



# 外国人旅行者向け免税手続きのご案内 ～関西国際空港における免税手続き～

## 第2ターミナルの専用Wi-fi接続可能エリア及び端末設置場所

